

## 輸入食肉からの残留クロルフルアズロン 検出事例について

園田 要<sup>1</sup>・木内 佳伸<sup>1</sup>・藤本 和司<sup>1</sup>

Determination of Residual Clorfluazuron in imported Beef.

Kaname SONODA, Yoshinobu KIUCHI, Kazushi FUJIMOTO

平成6年11月、豪州産の牛肉に有機塩素系農薬であるクロルフルアズロンの残留が問題となり、暫定指導基準が食肉（脂肪中）1.0 ppmに設定され、厚生省から残留の疑いのあるものについて検査を実施するよう指示があった。通知された分析法をもとに、精製方法、ガスクロマトグラフィー（ECD）による方法、逆相及び順相液体クロマトグラフィーによる方法を検討し検査を行った。福岡市内流通の豪州産牛肉32件を検査したところ、2件から暫定指導基準の5分の1である0.2 ppmを検出した。

**Key Words :** クロルフルアズロン chlorfluazuron, 農薬 Pesticide,  
高速液体クロマトグラフィー high performance liquid chromatography,  
ECD ガスクロマトグラフィー ECD gas chromatography

### I はじめに

平成6年11月17日、厚生省生活衛生局乳肉衛生課から、豪州産の牛肉にクロルフルアズロンが残留しているおそれがあるとの通知<sup>1)</sup>があった。クロルフルアズロンはキチン合成を阻害するベンゾイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤で農薬として使用されている。牛肉中への残留原因是豪州東部の干ばつによる飼料不足のため、綿くず及び綿の切り株を飼料として与えたところ、綿くずに残留していたクロルフルアズロンが牛に移行したものと報告されている。

クロルフルアズロンの残留基準は豪州では食肉（脂肪中）1 ppm、内臓に0.1 ppmと設定されているが、日本では食品衛生法による基準は設定されていないため、暫定的な指導基準が食肉（脂肪中）1.0 ppmに設定され、残留の疑いがあるものについて検査を実施するよう厚生省から指示があった。分析法についてはGC（ECD）による暫定的な分析法が通知<sup>2)</sup>され、後にHPLCによる方法が通知<sup>3)</sup>された。これらの検査法をもとに検査方法の検討を行い福岡市内流通の牛肉について検査を行ったところ、2検体より暫定指導基準の5分の1の0.2 ppmを検出した。その検査の概要について報告する。

### II 実験方法

#### 1. 試料

平成6年11月21～28日に保健所の食品衛生監視員により福岡市内で収去された豪州産牛肉32件を検査した。

#### 2. 試薬等

- ・クロルフルアズロン標準品：Riedel-de Haen社製
- ・標準原液：標準品15 mgを精秤し、アセトンで30 mlに定容して標準原液（500 µg/ml）とした。
- ・標準溶液（GC用）：標準原液を適宜アセトン及びn-ヘキサン（以下ヘキサンと略）で希釈してGC用の標準溶液とした。
- ・標準溶液（HPLC用）：標準溶液（GC用）の溶媒を窒素ガスで留去し、HPLC用の移動相に溶解したものを標準溶液とした。
- ・5%含水フロリジル：和光純薬工業製フロリジル60～100メッシュを450℃1夜加熱後、130℃で1時間放冷し、フロリジルの5%（w/w）の水を加え、十分攪拌混合し、48時間以上放置後に使用した。
- ・フロリジルカラム：5%含水フロリジル3 gを内径1 cmのガラスカラム管にジエチルエーテル（以下エーテルと略）-ヘキサン（3:7）で湿式充填し、無水

1. 福岡市衛生試験所 理化学課

硫酸ナトリウムを約1cmの高さに積層し、エーテル-ヘキサン(3:7)30mlで洗浄後使用した。  
・水：蒸留水をヘキサンで2回洗浄して使用した。  
・有機溶媒類：和光純薬工業製残留農薬試験用を使用した。

### 3. 装置

#### 1) GC (ECD) :

GC (ECD) : ヒューレットパッカード社 (HP)  
製 5890 シリーズⅡ  
インテグレータ : HP 3396 型  
オートサンプラー : HP 7673 型

#### 2) 逆相 HPLC :

ポンプ : 島津 LC-5 A 型  
UV 検出器 : 島津 SPD-6 A 型  
インジェクター : RHEODYNE 7125 型

#### 3) 順相 HPLC :

ポンプ : Waters 510 型  
UV 検出器 : Waters 490 型  
インジェクター : RHEODYNE 7125 型

### 4. 試験方法

フードプロセッサーでホモジナイズした食肉40gを250mlの共栓付き遠沈管に取り、水40ml、アセトン40ml、ヘキサン80mlを加え、振とう後、遠心分離し、上層のヘキサン層を共栓比色管に移した。更にヘキサン80mlを加え同様に操作し、ヘキサン層を合わせて無水硫酸ナトリウムを加え脱水した。脱水したヘキサン層を重量既知のナシ型フラスコに移し、ロータリーエバポレーター及び窒素ガスを用いて溶媒を完全に除去し脂肪重量を測定した。脂肪約1gをヘキサン10mlに溶解し、ヘキサン飽和アセトニトリル30mlを加え、5分間振とうした。アセトニトリル層を分取し、再度ヘキサン飽和アセトニトリル30mlを加え同様の操作を行った。アセトニトリル層を合わせ、溶媒をロータリーエバポレーターで留去した。残渣を少量のヘキサンで溶解し、フロリジルカラムに負荷した。エーテル-ヘキサン(3:7)20mlで洗浄後、エーテル-ヘキサン(5:5)20mlで溶出させたものをGC(ECD)により測定した。クロルフルアズロンの分解物と同等の保持時間にピークを検出した場合、ロータリーエバポレーターで溶媒を留去後、残渣をHPLCの移動相1mlに溶解しHPLC(逆相及び順相)による確認と定量を行った。

### 5. 測定条件

#### 1) GC (ECD) :

カラム : QUADREX 社製 MP 50 HT 0.25 mm φ ×

25 m, df = 0.1 μm

キャリヤーガス : ヘリウム 1 ml/min

マークアップガス : 窒素 60 ml/min

温度 : 100°C (3min)-10°C/min.-270°C (10min)

注入量 : 1 μl

注入方法 : スプリットレス 3 min

#### 2) 逆相 HPLC :

カラム : Inertsil ODS - 2 (5 μm) 4.6 mm φ × 15 cm

注入量 : 20 μl

移動相 : アセトニトリル : 水 (75:25) 1 ml/min

検出条件 : UV 260 nm, 0.01 AUFS

#### 3) 順相 HPLC :

カラム : Unisil Q NH<sub>2</sub> (5 μm) 4.6 mm φ × 25 cm

注入量 : 20 μl

移動相 : n-ヘキサン : エタノール (9:1) 1 ml/min

検出条件 : UV 265 nm, 0.01 AUFS

## III 試験結果及び考察

### 1. 前処理方法の検討

脂肪の抽出、脱脂の操作については通知<sup>2)</sup>に準じて行った。通知による分析法では精製にシリカゲルミニカラムを用いている。しかしこのミニカラムを用いるとGC(ECD)測定時にミニカラムの容器からと思われるフタル酸エステル等の妨害ピークが出現し、また精製も不十分と思われた。そこで当試験所で従来から食肉中の残留農薬検査<sup>4)</sup>に用いている5%含水フロリジルカラムを用いて精製法の検討を行った。2種類の溶離液を用いクロルフルアズロンの溶出パターンをみたところ表1に示す結果となった。そこでエーテル-ヘキサン(3:7)20mlによる洗浄後にエーテル-ヘキサン(5:5)20mlでクロルフルアズロンを溶出することにした。

表1 フロリジルカラムにおける溶出パターン(%)

溶離液 (ml)	0~10	10~20	20~30
エーテル-ヘキサン(3:7)	0	0	13
エーテル-ヘキサン(5:5)	68	32	0
クロルフルアズロン: 0.2 μg			

### 2. GC (ECD) 測定について

GC(ECD)による測定においてクロルフルアズロンは熱分解を起こし分解物のピークしか検出できない<sup>2)</sup>、当試験所のGC(ECD)条件でのクロマトグラムは図1(A)に示すように13.14分と15.86分に2つの分解物のピークが出現した。図1(D)に示す試料ではクロ

マトグラム上の早い時間に夾雜ピークが多くみられたが、クロルフルアズロンの2本のピークの位置には妨害物のピークは認められなかった。

クロルフルアズロンを3試料の牛脂肪に対して1 ppmになるように添加し、試験操作における回収について検討した。標準品の2本のピーク高さをそれぞれ1.0とした時のピーク高さの比を表2に示した。

2本の分解物のピーク高さ（ピーク1, ピーク2）は試料3を除き標準品と大きく異なる比を示した。標準品

表2 標準とのピーク高さの比較

	ピーク1	ピーク2
標準	1.0	1.0
試料1	0.81	2.1
試料2	1.4	3.3
試料3	0.98	1.0

試料：牛脂肪1g + 標準1μg

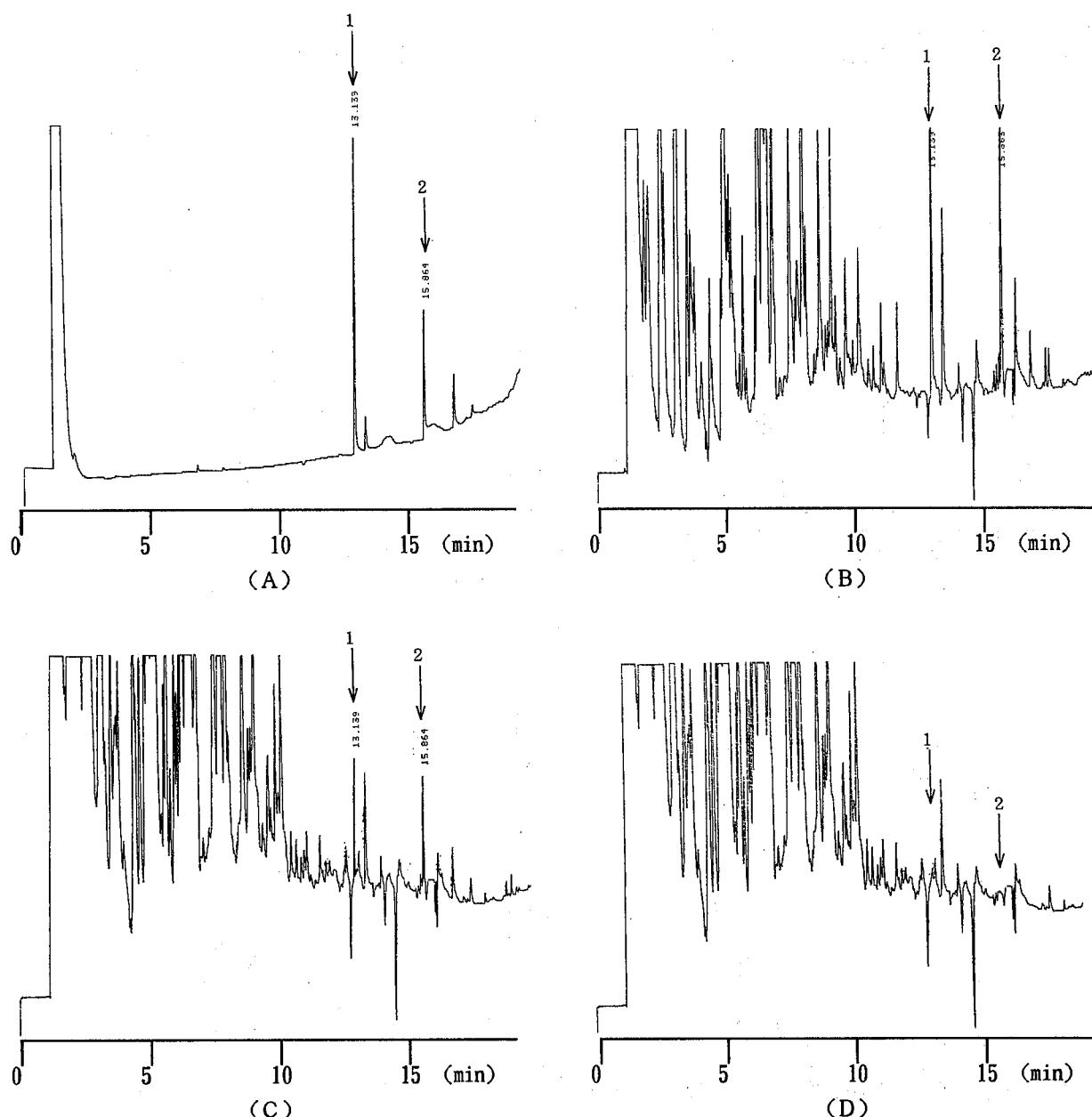


図-1 GC (ECD) クロマトグラム

- (A) 標 準 : 0.05 ppm
- (B) 標 準 添加 : (牛脂肪 1 g + 標準 1 μg) / 20 ml
- (C) 検出試料 : 牛脂肪 1 g / 20 ml
- (D) ブランク : 牛脂肪 1 g / 20 ml

においては両方のピーク高さについて再現性が得られるところから、サンプル中の共存物質の影響で分解率が変動するものと考えられた。このように GC (ECD) 法は定量性には欠けるものの検出感度（検出下限が検体として 0.05 ppm 程度）がよいことからカラム精製後の濃縮操作が不要で迅速に結果を得ることが可能であった。よってスクリーニング試験として十分活用できるものと判断した。

### 3. HPLC 測定について

HPLC の測定条件としては 2 つの条件を設定した。1 つは通知<sup>3)</sup>に示された逆相 HPLC 法であり、もう 1 つ

は順相 HPLC 法である。順相 HPLC の条件は寺師ら<sup>5)</sup>のジフルベンズロンの分析法を参考に検討したところ II 実験方法 5.3) 順相 HPLC に示した条件となった。ジフルベンズロンは同じベンゾイルフェニル尿素系の昆虫成長制御剤でクロルフルアズロンと似た構造を持っている。

逆相 HPLC のクロマトグラムを図 2 に示した。クロルフルアズロンの保持時間は 14.8 分であった。試料においては他の夾雜ピークとの分離は良好であったがクロルフルアズロンの保持時間以後、数十分にわたって夾雜ピークが出現することがあり、多検体の連続分析には向きと思われた。

順相 HPLC のクロマトグラムを図 3 に示した。クロ

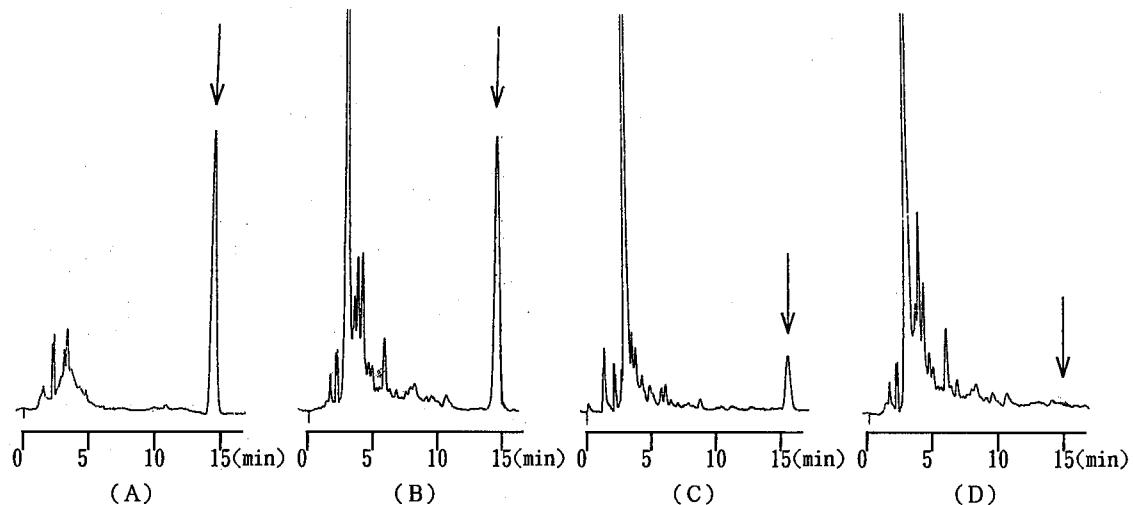


図-2 逆相 HPLC クロマトグラム

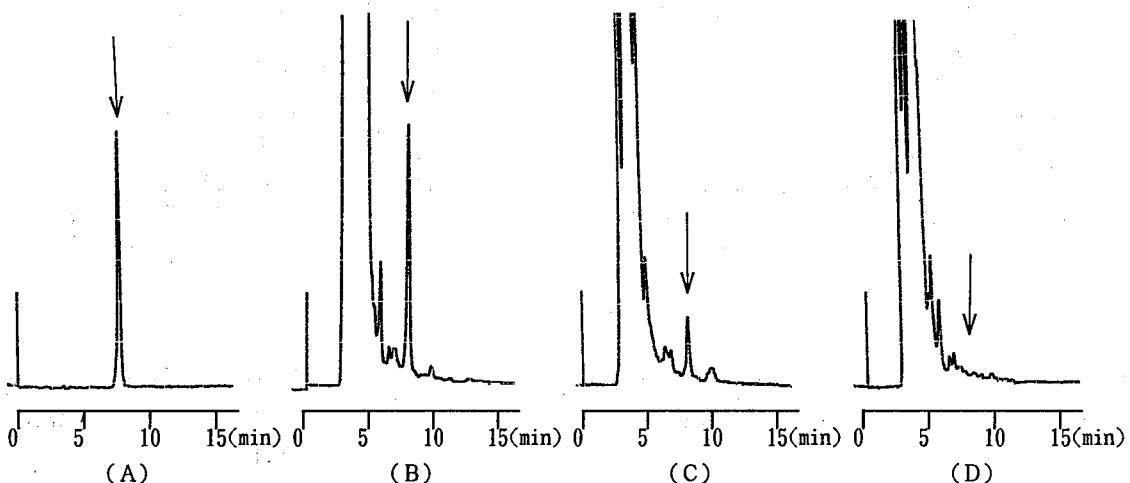


図-3 順相 HPLC クロマトグラム

- (A) 標 準 : 1 ppm
- (B) 標準添加 : (牛脂肪 1 g + 標準 1  $\mu$ g) / 1 ml
- (C) 検出試料 : 牛脂肪 1 g / 1 ml
- (D) ブランク : 牛脂肪 1 g / 1 ml

ルフルアズロンの保持時間は8.1分であった。

順相HPLCは逆相HPLCに比べ目的ピークの後に夾雜ピークがなく、連続分析が可能であったがクロルフルアズロンとジフルベンズロンの保持時間が一致し、今後さらに溶離条件の検討が必要であった。

試験操作における添加回収実験のHPLCによる結果を表3に示した。回収率は逆相及び順相HPLCとも良好でその値も一致した。

表3 添加回収実験結果

	回 収 率 (%)	
	逆相	順相
試 料 1	9.6	9.7
試 料 2	9.8	9.5
試 料 3	8.9	8.6

牛脂肪1g+標準1μg

#### 4. 牛肉中のクロルフルアズロンについて

試料32件について本法を用いて分析を行った。GC(ECD)測定の結果、2件についてクロルフルアズロンの分解物と同等の保持時間にピークを検出した。そこでこの2件について逆相及び順相によるHPLCで測定を行ったところ、2つのHPLC条件で保持時間が一致し、定量値も表4に示すように一致した。

表4 検出試料のHPLCでの測定結果(脂肪中: ppm)

	逆 相	順 相
牛 肉 1	0.20	0.21
牛 肉 2	0.18	0.20

通知<sup>2)</sup>による分析方法での定量下限は0.2ppmであるが、GC法、HPLC法とともに測定は十分可能であった。

以上の結果から、はじめにGC(ECD)でスクリーニング試験を行い検出された試料についてHPLCで確認及び定量を行う本法は、牛肉中のクロルフルアズロン検査法として迅速且つ有効な方法といえる。

前述のように順相HPLC法においてクロルフルアズロンの保持時間がジフルベンズロンと一致していたが、GC(ECD)測定では両者の分解物のピークはそれぞれ異なっており、スクリーニング試験においてGC(ECD)分析が有用であることを確認している。また逆相HPLC法においてもジフルベンズロンはクロルフルアズロンと保持時間が大きく異なる。このように逆相及び順相の2種類のHPLCで確認することにより、定性及び定量の信頼度をさらに高めることができた。

また本法は5%含水フロリジカルムでの精製の際に、クロルフルアズロンの溶出の前に分画をとることにより、食肉中の暫定基準項目であるDDT、ディルドリン等との系統分析も可能であり、それらの項目も合わせた検査の迅速化にも貢献できる。

クロロフルアズロンは平成7年8月14日、112の農産物に対して残留基準が告示<sup>6)</sup>された。これらの農産物への残留も危惧されるところであるが、農産物の残留試験法としても本法は効率的且つ精度の高い分析法として活用が期待出来る。

#### 文 献

- 1) 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知：豪州産牛肉の取扱いについて、衛乳第165号、平成6年11月17日
- 2) 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長：豪州産牛肉中のクロルフルアズロン検査法について、平成6年11月18日
- 3) 厚生省生活衛生局乳肉衛生課：豪州産牛肉中のクロルフルアズロン検査法について、平成6年11月28日
- 4) 中村正規、木内佳伸：食肉中の残留農薬検査結果について、福岡市衛試報、15、73～85、1990
- 5) 寺師朗子、衛藤修一、鷹野謙二：農産物中のジフルベンズロン(殺虫剤)の分析、食衛誌、34(2)、114～119、1993
- 6) 厚生省告示：食品・添加物等の規格基準の一部改正について、第161号、平成7年8月14日、1995